

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター
優良品種・技術評価委員会品種評価基準
－雪害抵抗性品種－

(目的)

第1条 本基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第1項の規定により、国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会が、林木の優良な新品種の開発に係る評価を行うために定める評価基準である。なお、品種の種別ごとの評価基準のうち、雪害抵抗性品種について定めるものである。

(評価基準)

第2条 雪害抵抗性品種の評価にあたっての基準を下の各号に定めるものとする。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領－雪害抵抗性品種－（平成22年2月16日21森林林育第298号、以下「品種開発要領」という。）に定められた方法又はそれと同等の方法で品種開発が行われていること。
- 二 品種開発までの経緯、品種開発における調査データが明示されていること。
- 三 原則として複数箇所における継続した検定を経ている系統であること。
- 四 品種開発要領第5条第2項に規定する5段階評価値が、傾幹幅については原則として4以上であること。また、樹高、胸高直径及び生存率については原則として3以上であること。

(平成22年2月8日 制定)

(平成27年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)

(平成29年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)